

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
1	基本協定書(案)	1	第3条	1			設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、厨房設備事業者による施設整備業務を行う事業者にてコンソーシアムに係る協定書を提出するという記載がありますが、募集要項には上記4事業者によるコンソーシアム組成についての記載がありません。基本協定書を維持管理・運営事業者の構成員も含め、すべての構成員で基本協定書を締結するため、コンソーシアム協定書は不要であるという理解でよろしいでしょうか。	各事業者間においてコンソーシアムを組成しない場合、当該条文は削除いたします。
2	基本協定書(案)	1	第3条	1			維持管理事業者、運営事業者による維持管理・運営業務を行う事業者にてコンソーシアムに係る協定書を提出するという記載がありますが、募集要項には上記2事業者によるコンソーシアム組成についての記載がありません。基本協定書を設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、厨房設備事業者の構成員も含め、すべての構成員で基本協定書を締結するため、コンソーシアム協定書は不要であるという理解でよろしいでしょうか。	No1と同じ。
3	基本協定書(案)	1	第3条 第4条	1			ここで言う「コンソーシアムに係る協定書」とはどのようなものを指すのでしょうか。指定様式または協定書内容について町に想定がありましたらご教示ください。	町からの指定様式等は特段ございません。なお、コンソーシアムを組成しない場合の取扱いに関し、No1、2の回答をご参照ください。
4	基本協定書(案)	1	第4条	1			質疑回答にて維持管理における調理設備事業者は構成企業、協力企業いずれでも良いとのご回答ですが、基本協定書には記載がないように思われます。調理設備事業者は協力会社のみとの理解で宜しいでしょうか。	調理設備事業者は、構成事業者、協力事業者いずれでも良いです。 構成事業者とする場合は、維持管理事業者、調理設備事業者及び運営事業者と追記いたします。その他の企業が構成事業者として関わる場合も同様です。
5	基本協定書(案)	1	第4条	1			質疑回答では維持管理における調理設備事業者は構成企業、協力企業いずれでも良いとのご回答でしたが、基本協定書では記載がありません。調理設備事業者は協力会社のみとの理解で宜しいでしょうか。	No4と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
6	基本協定書(案)	2	第5条	1	(2)		設計建設監理業務委託契約の仮契約の内容は、施設設備事業者が窓口となって町と協議し、締結することを想定しているのか。その場合、協議の内容や仮契約書は維持管理・運営事業者にも共有可能か。 同様に、同項3号の維持管理・運営業務委託契約の仮契約の内容を施設整備事業者にも共有することも可能か。	契約締結時の窓口はご理解のとおりです。また、施設整備事業者及び維持管理・運営事業者間において、各契約の内容を共有することも差し支えありません。
7	基本協定書(案)	2	第5条	2			デフォルト事項等に該当する場合、違約金の支払い規定がございますが、この点、契約締結前に要求水準書、提案を満たす代替企業を事業者の責任で探し、町の承認を得た場合には、免責となるような条文の追加をお願い致します。	原案のとおりとします。
8	基本協定書(案)	3	第6条	2			「承継させる」とは具体的にどのような行為を想定しているのでしょうか。承継の「主体」と「客体」が何を意味するか確認したい趣旨の質問となります。	各契約締結前の時点では、優先交渉権者、すなわち複数の企業から構成されるグループが主体となって（各契約のための準備行為として）各種取引を行う場合が想定されます。他方、各契約自体は、優先交渉権者ではなく、当該契約の当事者となる企業のみが締結することとなります。 本条項は、そのような場合が生じた際において、（構成事業者全体から成る）優先交渉権者が行った準備行為の結果を、（構成事業者の一部である）当該契約の当事者となる企業に承継させることを企図した規定となります。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
9	基本協定書(案)	3	第6条	2			優先交渉権者は・・・当該契約の当事者である事業者に承継させるとございますが、この意味が分りかねます。優先交渉権者は原則として自ら、準備行為を行うものと理解しております。	No8と同じ。
10	基本協定書(案)	3	第7条				契約締結に至る可能性の有無を「町」が一方的に判断することになっているが、具体的にどのような場合を想定しているのか。	(あくまでもご質問の内容を踏まえた仮定の事例となりますが)たとえば、優先交渉権者内部での調整不調により、事前に契約締結が困難である旨を伝達された場合等が想定されます。
11	基本協定書(案)	3	第7条				契約締結に至る可能性がないと町が判断する事由が明確ではないため、可能であれば「客観的に明らかである場合」等に加筆修正をお願いいたします。	原案のとおりとします。
12	基本協定書(案)	4	第7条	1	(2)		優先交渉権者再選定にかかる費用とはについての違約金とありますが、具体的にどのような場合に発生するのでしょうか。また、優先交渉権者再選定に係る費用とはどのような費用を想定していますか。なお、再選定の費用はいくらを想定しているかご教示ください。	今般の公募手続において業務契約の締結に至らず、そのために再度公募手続を行う場合に発生するものであり、外部へのアドバイザー業務委託費用等が想定されます。なお、具体の金額の提示は難しいため、その際は協議いたします。
13	基本協定書(案)	4	第7条	2			町の責めに帰すべき事由により業務契約締結に至らない場合の公募に要した費用については、町にて実費精算することとしてご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	町回答
14	基本協定書(案)	4	第8条	1・2			8条1・2項では、「第5条」(違約金等に関する規定)が有効期間経過後も引き続き有効である旨規定されている一方、「維持管理・運營業務委託契約」の締結後は、同契約34条5・8項に基づき違約金が予定されている。(設計建設監理業務契約書第62条も同様)例えば、事業者が行政処分を受けた場合、基本協定書及び事業契約書の双方に基づき二重に違約金の支払義務が生じるとも読めます。8条1・2項の「第5条」との記載を「第5条第1項及び第3項」等と修正いただくようお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、業務契約の全部が締結されたことに伴う本協定の有効期間終了を前提とした規定である本条第1項においては、業務契約の締結不調を前提とした第5条を削除します。
15	基本協定書(案)	4	第8条	1・2			業務契約の締結を前提としている本条において、第5、7、8条の規程を有効とする意味をご教授下さい。特に第5、7条は契約の締結に至らないことを前提とした条文と理解しております。	本条第2項については、業務契約の締結不調を前提とした規定であり、第5条及び第7条の効力を存続させる意味があるものと考えます。 他方、本条第1項については、業務契約の全部が締結されたことに伴う本協定の有効期間終了を前提とした規定であることから、ご指摘を踏まえ、第5条及び第7条については削除します。
16	基本協定書(案)	5	第9条	4			複数の事業者の共同で応募をする場合、9条4項の「出資者」とは何を意味するのかご教示ください。	各構成事業者が株式会社である場合の株主を想定しております。
17	基本協定書(案)						基本協定書はすべての構成員と町で締結するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。